

協定書

川西市小戸、小花地区における阪神高速道路大阪池田線（延伸部）事業、猪名川改修事業及びこれに関連する事業に伴う環境保全問題並びに関係住民の生活再建問題について当事者は、以下の合意事項により、誠意をもって協議を行い、早期円満解決を図り当該事業の推進に向って努力することを確認し、ここに協定するものである。

第1条 この協定の当事者は、阪神高速道路公団、建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所、川西市及び阪神高速道路対策川西連絡協議会の四者とする。

第2条 各事業主体は、事業を推進する上で関係住民の意思を無視することなく必要とする各工程毎に事前に協議を行うものとする。

第3条 協議のための会合は当事者のいずれかの要請により川西市を窓口として必要に応じて設定するものとし、関係事業主体の出席を求め併せて資料等を提出するものとする。

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、別途協議の上定めるものとする。

昭和59年10月25日

建設省近畿地方建設局

猪名川工事事務所長 横田 慶

阪神高速道路公団

大阪第二建設部長 長浜 元

川 西 市

土木部長 大 西 庄

川西市
土木部
長印

阪神高速道路対策川西連絡協議会

会長 管野

阪神高
速道
路
管
理
委
員
會
長
印

平成12年 2月23日

阪神高速道路対策川西連絡協議会

会長 管野 敬様

四者協定については昭和59年に締結していることを認識し、尊重する姿勢に

変わりはないと考えております。

今後、協定を行った事柄については皆さんのご意見等をふまえ四者会談を通じて

話し合いをして、より、一層の発展を図っていきたいのでご理解のほど宜しく

お願いします。

近畿地方建設局

猪名川工事事務所長

西垣毅

環境保全に関する協定書



阪神高速道路公団（以下「甲」という。）、建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所（以下「乙」という。）、川西市（以下「丙」という。）及び阪神高速道路対策川西連絡協議会（以下「丁」という。）の四者は、四者協定書（昭和59年10月25日付）の主旨により、地域の環境保全と良好な市街地の形成が万全を期して行われることを目的として、ここに環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結する。

第一条 協定書

協定書は、四者が、相互の信頼関係に基づいて環境保全に関する基本的な事項を定めるものである。なお、細部については、本協定書締結後、第三条に定める環境部会で協議し、内容別、当事者別に確認書を取りかわし、逐一定めるものとする。

第二条 確認事項

確認書で確認する事項は次の内容のものとする。

（1）甲、丙、丁での確認事項

① 高速道路の環境保全に関する事項

- イ 環境の事前調査の実施
- ロ 供用後の定点測定および臨時調査の実施
- ハ 常時観測所の設置
- ニ 環境保全委員会の設置

- ② 高速道路構造に関する事項
- ③ 高速道路の周辺整備に関する事項
- ④ 高速道路の工事施工に関する事項
- ⑤ 高速道路の損害賠償に関する事項

（2）乙、丙、丁での確認事項

- ① 河川改修の環境保全に関する事項
- ② 河川改修の工事施工に関する事項

第三条 環境部会

四者は、環境保全問題を協議するため四者協定書（昭和59年10月25日付）の主旨に基づく環境部会を設置する。

その事務局は、川西市国県道推進部に置き、部会の開催は、その都度必要に応じ事務局が召集して開催される。

第四条 四者の責務

四者は、協定書を遵守し、これを誠実に実行する義務を負うとともに、それぞれが次のような責務を担うものとする。

（1）甲の責務

甲は、高速道路建設が環境を破壊し住民生活を脅かすことのないよう、事前に万全の対策を講じるとともに、建設過程および供用開始後において不測の事態が生じた時は、速やかに有効な対策を講じるものとする。

(2) 乙の責務

乙は、猪名川改修事業の実施において、環境保全に努めるものとする。

(3) 丙の責務

丙は、行政の責務として、地域住民の利益を守る立場に立って当環境部会の円滑な運営に努めるとともに、甲及び乙が誠実に協定書と確認書を遵守するよう、誠意をもって調整にあたるものとする。

(4) 丁の責務

丁は、正当な理由なしに工事を引き延ばすことなく、工事の進捗に協力するものとする。

第五条 情報の公開と説明会の開催

甲、乙及び丙は、必要に応じて情報を公開し、併せて地元説明会を開催するなど、住民の理解と協力を求めるよう努めるものとする。

第六条 経過の尊重

四者は、これまでの「四者協定書」(昭和59年10月25日付)、「確認書」(平成2年10月30日付)の内容及び経過を遵守のうえ、今後の協議にあたるものとする。

第七条 その他

この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、四者は誠意をもつて協議し、速やかに問題の解決を図るものとする。

本協定の証として、本書四通を作成し、各々記名押印の上、各自一通を保有する。

平成4年10月19日

甲 阪神高速道路公団大阪第二建設部長

沖野



乙 建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所長

竹本佳



丙 川西市長

柴生



丁 阪神高速道路対策川西連絡協議会長

管野



環境保全に関する協定書についての 覚書

平成4年10月14日付、環境保全に関する協定書第2条(2)の確認事項について、建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所(以下「甲」という)、川西市(以下「乙」という)及び阪神高速道路対策川西連絡協議会(以下「丙」という)は次のとおり覚書を交換し、今後確認書を締結するための協議を行うものとする。

1. 河川改修の環境保全に関する事項

(1) 甲は河川区域内の事業にあたっては環境保全に配慮して実施する。

(2) 河川改修に伴う次の項目については地域の環境保全がはかられるよう甲、乙及び関係機関で今後協議をはかる。

- ① 天王宮児童公園
- ② 加茂用水路の付替
- ③ 紹延橋下流付近の整備
- ④ 市道の付替

2. 河川改修の工事施工に関する事項

甲は河川改修の工事施工にあたっては諸法規を遵守し、地域の環境保全に配慮する。

本覚書の証として、本書三通を作成し、各々記名押印の上、各自一通を保有する。

平成4年10月19日

甲 建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所長

竹本 佳



乙 川 西 市 長

柴生



丙 阪神高速道路対策川西連絡協議会長

菅野



「環境保全に関する協定書」議事録

時 平成4年9月24日(19時30分~22時)
所 川西市小花町隣愛会館
當者 (川西連協) 管野会長、三原局長、以下6名
(川西市) 殿勝部長、大窪室長、以下3名
(阪神高速道路公団) 石岡次長、本村調査課長、以下2名
(猪名川工事事務所) 田村副所長、岡村工務1課長、以下2名

主旨

本協定書を締結するに当たって、三者(案)を討議した結果、一部修正し、かつ議事で補完することで四者は合意する事にした。

議事録

(連協) 川西連協(案)に対して三者(案)は、内容的にほぼ含まれている。しかしながら、連協(案)の大切な言葉が削除または変更されている。それに関して討議したい。

- イ. 連協(案)序文: 公害の被害者救済(削除)
- ロ. 連協(案)第二条: 河川改修の周辺整備の項(なし)
- ハ. 連協(案)第三条: 定期的に(変更)
- ニ. 連協(案)第四条: 環境悪化など(削除)
- ホ. 連協(案)第五条: (全文削除)
- ヘ. 連協(案)第六条: 住民の求めに応じ(変更)
- ト. 連協(案)第七条: 「顛末書」、「念書」等(削除)
- チ. 連協(案)第八条: 誠意をもって協議し、速やかに問題の解決をはかる。
(変更)

1. について(序文)

(連協) 本協定書の主旨は、「環境保全」と「公害の被害者救済」の二本柱であり、連協としては後者を序文から削除できない。

(公団) 本協定書の構成から分かるように、「公害の被害者救済」は「環境保全」の中に大きく包括されている。

「序文の『環境保全』は、第二条の『損害賠償』を包括する」と議事録で確認する。

口. について(第二条)

(連協) 第二条は三者(案)で高速道路の項と河川改修の項に分割された。そのため、河川改修の周辺整備の項が抜けている。

(地建) 河川改修に伴う関連工事は①の環境保全に関する事項に含まれる。

地建としては、確認書の内容が不明なので、確認書の内容を明らかにした覚書(仮称)と本協定書を同時に締結したい。したがって、連協より覚書の内容を提示して頂き協議したい。

(市) 高速道路建設および河川改修に関連しない市道の整備は川西市の仕事である。この市道整備は(1)③の項を取り扱う。

(連協) 河川改修に関する覚書の内容(案)は速やかに提示する。

(連協) 三者(案)の第二条(1)⑤の「損害賠償」には工事中の家屋損害賠償と供用後の損害賠償を含んでいるのか。

(公団) 工事に伴う家屋の損害賠償は、地建も同じで(1)④および(2)②の工事施工に関する事項に含める。(1)⑤は主として供用後に関する損害賠償である。

ハ. について(第三条)

(連協) 「定期的に」の言葉を入れて置かなければ、事業者の都合により部会の開催が間延びする恐れがある。

(市) 「定期的に」としていても、お互いに現実的には守れない事もある。したがって、「その都度必要に応じて」を挿入する。(第四条(3)丙の責務 参照)

ニ. について(第四条)

(連協) 「不測の事態」の前の「環境悪化など」は「著しい環境の悪化」と言う意味である。なぜ削除するのか。

(公団) 「環境悪化など」を入れると限定される。ない方が広意義になる。

ホ. について(連協(案)第五条)

(連協) この地区に残る住民にとって、本協定書一つで内容が総括されたものにしたい。また、過去において遵守されないことがあったので再確認したい。

(三者) 本協定書は親の「四者協定書」の主旨に基づいて締結されるもので、親協定書と重複する条文を再記するのは体裁上良くない。また現在、四者は良好な関係で話し合いが出来る状態になっており、締結に当たって互いに信頼すべきである。

河川改修の環境保全及び工事施工に関する確認書

建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所（以下「甲」という。）と川西市（以下「乙」という。）、及び阪神高速道路対策川西連絡協議会（以下「丙」という。）とは平成4年10月19日付、「環境保全に関する協定書」第2条（2）の確認事項による「環境保全に関する協定書についての覚書」に基づいて、次のとおり確認書を締結する。

1. 河川改修の環境保全について

当該確認書は、川西市小花～小戸地先の範囲を対象とする。

- 1) 甲は、川側の護岸整備等に当たっては河川の改修計画を基本にしながら、多自然型護岸等、環境面に配慮した工法を取り入れ、水棲動植物が生息出来るようする。
- 2) 甲は、河川区域内の環境整備に際し、附近住民の要望も加味した内容で、乙と十分調整を図りながら整備を進めるものとする。
- 3) 甲は、民地側に設ける護岸について、威圧感や違和感のないよう配慮に努めるものとする。また、植栽や花壇については、維持管理方法等を協議のうえ、設置する方向で検討するものとする。
- 4) 甲は、住民が河川により親しめるよう堤防等に階段や通路を設けるものとする。

なお、その位置、大きさについては附近住民の要望を配慮したものとする。

2. 市道の整備について

- 1) 乙は、現在工事中の市道15号の付替え拡幅工事とは別に、都市計画道路豊川橋山手線以南延長約150mの区間については都市計画道路豊川橋山手線事業実施に合わせて整備に努める。



2) 上記工事が完了するまでの暫定措置として、甲は、河川改修に伴う用地買収を競争的買収が完了した場合には、下記条件が整えば可能な限り、乙は河川敷を仮設道路として一時的に使用し、現道と合わせた2ルートの一方通行道路とする。

- 3) 用地買収が遅れ、阪神高速道路の供用が先行し、当該市道の交通量が、従前より相当増加する場合には、次のように対応するものとする。
 - ① 交通量調査については、阪神高速道路公団と調整のうえ環境調査計画書により実施する。
 - ② 地元並びに関係機関と協議のうえ、交通規制等の対策を講ずるものとする。あわせて、現在の市道に通過車両が増加し、高速道路の迂回路とならないよう、案内板の設置を行うものとする。

記

- ① 河川改修の特殊堤の工事が完了していること。
- ② 仮設道路のルートとして天王宮公園移設敷地を通るため、公園の移設工事及び供用は遅れ、使用できないことから地元の協力が必要。
- ③ 仮設道路として供用するうえで、池田市と調整し協力を得ること。
- ④ 道路管理者との協議を行い、市道認定をすること。
- ⑤ 仮設道路について、地元の協力が得られること。
- ⑥ 仮設道路の設置並びに通行形態、交差点処理について、公安委員会と協議し了解が得られること。

また、高速道路供用後、環境悪化があれば地元と協議を行う。

3. 加茂水路敷の整備について

乙は、計画外の埋設化について、関係水利権者と協議を行うものとする。

4. 天王宮児童公園について

- 1) 乙は、現在の天王宮児童公園は当該周辺地域に於いては、貴重な公園である事を考慮して、河川改修工事後は縮小されてもこれを残すべく甲と十分協議を行うものとする。
- 2) 公園整備の内容については、甲、乙、丙で協議するものとする。

5. 紹延橋下流（竹藪、水門附近）の整備について

当該地区は河川区域であるため甲が整備するものとする。

6. 阪神高速道路公団との調整

甲及び乙は、高速道路による工事と当該工事とが軽減する場合については、丙の要望・主旨を踏まえた上で、誠意をもって公団と調整する。

7. 河川改修の工事施工について

1) 年度内工事予定の説明

甲は、年度当初の出来るだけ早い時期に当該年度の工事施工予定について下記事項を乙及び丙に説明するものとする。なお、大幅な変更が生じた場合においても同様とする。

①工事施工区域

②工事予定期

③標準構造 他

2) 工事の実施

- ① 甲は、工事の実施に当たり安全対策及び交通対策並びに工事公害について関係法令を遵守するものとする。
- ② 甲は、工事の実施に際して出来る限り騒音及び振動の少ない工法を採用し、騒音規制法に定められた「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を厳守し、施工する。

3) 家屋等の損傷

甲は、工事施工に伴い影響を及ぼすと思われる家屋等について、工事着手前に事前調査及び工事完了後に事後調査を行い、明らかに河川工事に起因すると考えられる家屋等の損傷が判明した場合は、甲は誠意をもって賠償するものとする。

4) 工事の安全対策について

①甲は、工事関係車両の出入口及びその他の必要な箇所に保安要員を配置し、工事の安全対策に努めるものとする。

②甲は、工事期間中の工事の安全対策について、乙及び警察との連絡を密にするとともに、歩行者や車の安全確保に努めるものとする。

5) 工事の作業時間帯

作業時間は、午前8時から午後6時までとし、日曜及び祝祭日並びに第二土曜日には行わないものとする。ただし、警察の制約条件またはやむを得ない条件のために作業時間の延長及び夜間作業等が必要となった場合は、事前に協議するとともに看板またはチラシ等で周知徹底を図るものとする。

6) 清掃

甲は、作業に伴い工事区域内及び周辺において、砂埃等で汚染しないよう清掃等を行うものとする。

7) 風紀規律

作業員の風紀及び作業場の環境整備については、地域住民に迷惑を及ぼさないよう、甲はその責任において監督を十分行うものとする。

8) 苦情処理

甲は、建設工事に関して乙及び丙より苦情等の申し出があった場合は、直ちに状況を把握のうえ、誠意をもって協議し、適切な措置をとるものとする。

9) 工事説明会の開催

甲は、乙及び丙に対して工事説明会を開催し、住民の理解と協力を得るものとする。

10) 工事の窓口

甲及び乙は、工事期間中において誠意をもって対応するものとし、その窓口
は次のとおりとする。

甲：池田市上池田2丁目2-39

建設省 近畿地方建設局 猪名川工事事務所

TEL. (0727) 51-1111

乙：川西市中央町12-1

川西市 国県道推進部 高速道路室

TEL. (0727) 40-1192 (直通)

なお、甲及び乙の担当者については別途丙に通知するものとする。

11) その他

本確認書で定めのない事項については甲及び乙並びに丙が協議するものと
する。

平成7年3月5日

甲：建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所長

宗 近



乙：川 西 市 長

柴 生



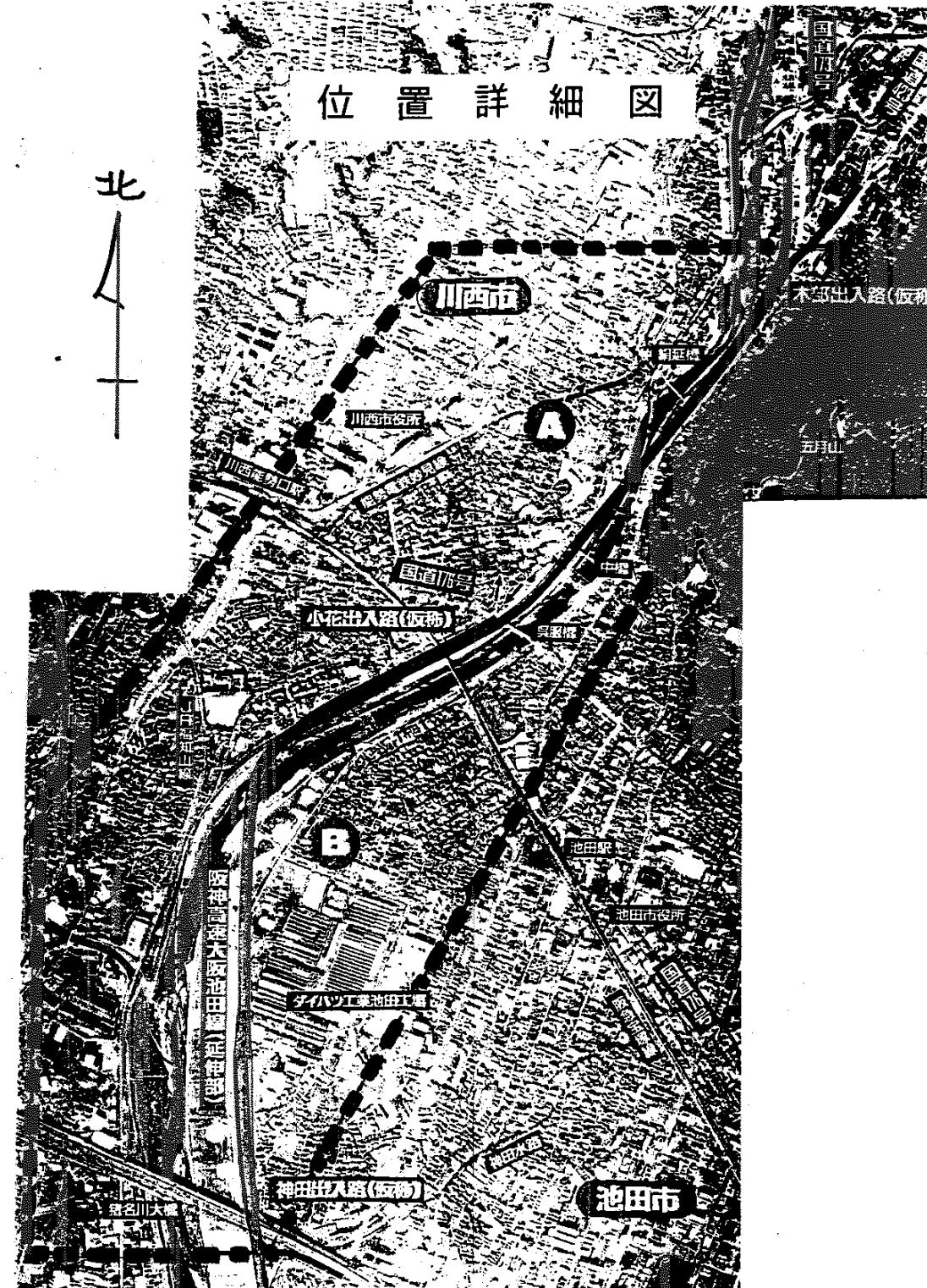
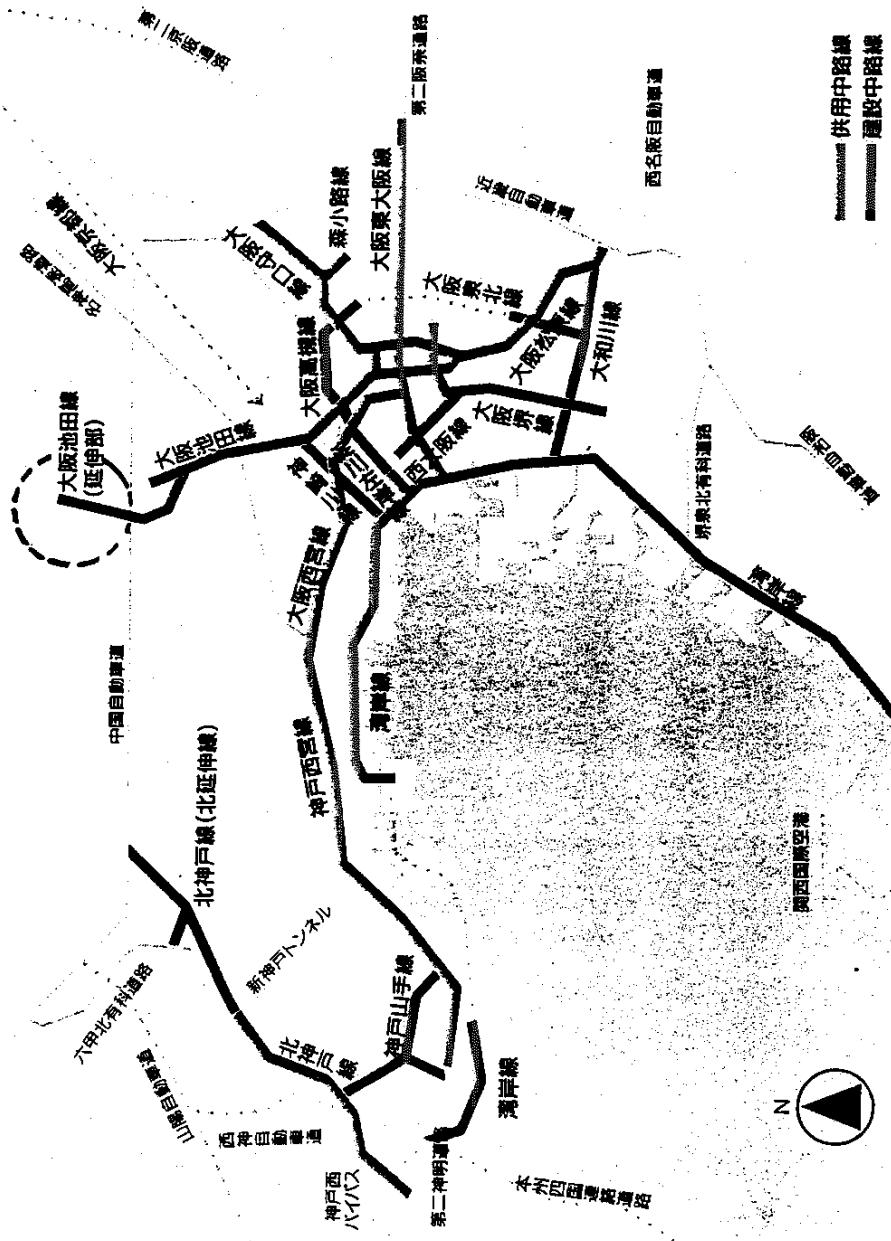
丙：阪神高速道路対策川西連絡協議会長

菅 野



置の位（要望）件本

(新十条通)



E

猪名川の現状

濁水期
(H. 11. 8. 25)

川はほぼ
死にかかっている



町民の年賀賀詞の内容

▼改築工事中の方々西・池田地区

工事中（平成9年）



川西・池田地区改修事業

総合治水対策の一環として、川西・池田地区の改修を進めています。現在の洪水を安全に流す能力は約1,000m³/s以下で、少ないため、治水暫定計画として、1,770m³/sの能力を持たせるように、河道の拡幅、河道掘削、特殊堤の建設を進めています。

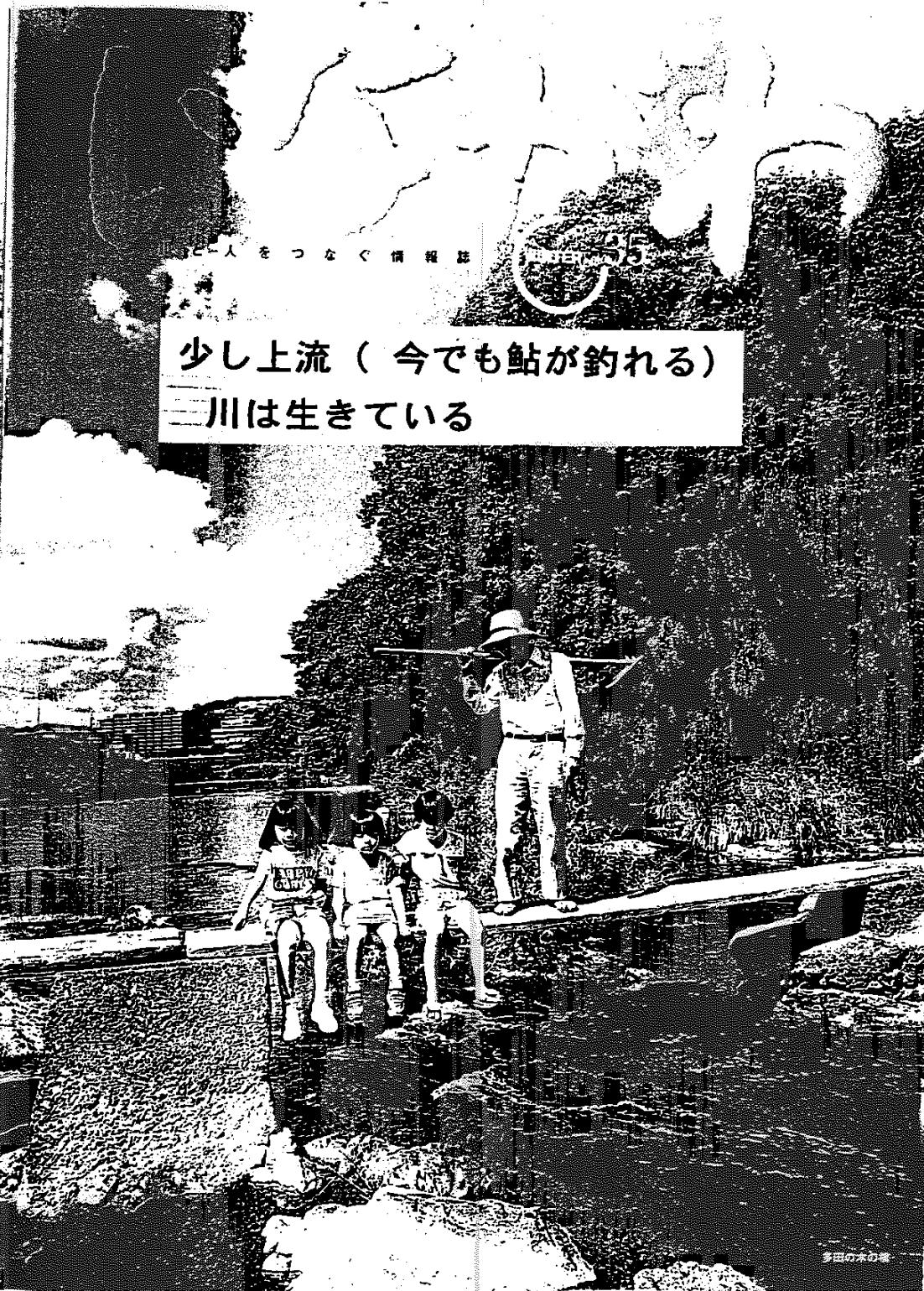
西・池田地区改修工事
河川改修工事
特殊堤整備工事
上部堤防工事
河川監視取扱い規則改訂

2直轄川際特需事業

洪水等から生命・財産を守るために、堤防、橋門、排水機場などの河川管理施設の操作、点検整備を行い、出水時の管理に万全を期しています。

堤防除草

鶴田・下河原橋門、神田川床水機場の操作点検整備
堤防天端清掃、河川巡視等



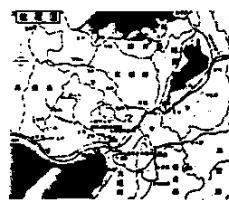
多田の木の音

河川の概要

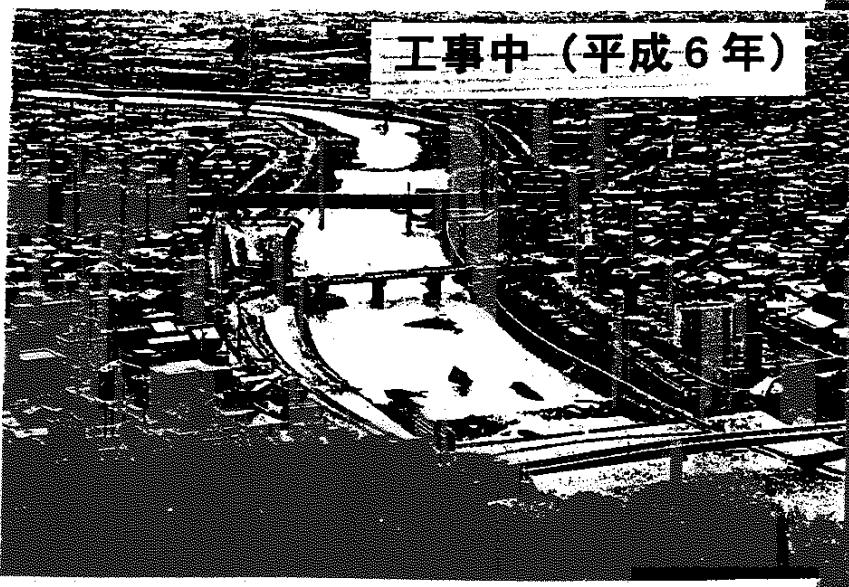
都市河川、阪神工業地帯をかかえて

猪名川は、北摂山地にその源を発して、大阪、京都、兵庫の2府1県にまたがり、宝塚市、尼崎市、豊中市、伊丹市等11の市、町をその流域に含み、淀川の派川の神崎川に合流する長さ43km、流域面積388km²の中規模の1級河川です。

流域内には大小6,000の工場等があり、阪神工業地帯の一角を占め、大阪国際空港東西の拠点を結ぶ名神高速道路、中国縦貫自動車道、東海道新幹線等幹線交通網が集中し人口、資産の密度は著しく高くなっています。加えて、従来水源とされていた上流域まで宅地等の開発が進み、現在では典型的な都市河川の様相を示しています。



工事中（平成6年）



改修事業の内容

▼改修工事中の「川西・池田地区」



工事中（平成7年）

1直轄河川改修事業

総合治水対策の一環として、川西・池田地区の改修を進めています。現在の洪水を安全に流す能力は約1,000m³/s以下で、少ないため、治水暫定計画として、1,770m³/sの能力を持たせるように、河道の拡幅、河道掘削、特殊堤防の建設を進めています。

川西・池田地区改修の促進
拡幅用地買収、築堤護岸・特殊堤防
下流部(戸内地区等)の河道浚削の促進



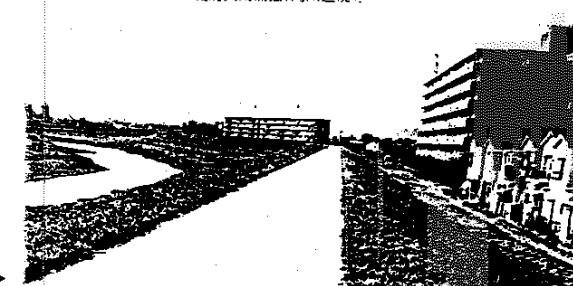
2直轄河川維持修繕事業

洪水等から生命・財産を守るために、堤防、閘門、排水機場などの河川管理施設の操作、点検整備を行い、出水時の管理に万全を期しています。

堤防除草

調査・下河原閘門、神田川排水機場の操作点検整備

堤防天端補強、河川巡視等



要 望 者

名 称 阪神高速道路対策川西連絡協議会
(略称 連協)
所在地 兵庫県川西市小花2丁目 16-4
電 話 0727-59-4250
会 長 管 野 敬

ヘ.について〔連協（案）第六条、三者（案）第五条〕

〔連協〕「必要に応じて」では、当事者側の判断で「不必要」と判断すれば何も出来なくなる恐れがある。

〔三者〕情報には、条例で定めた禁止事項、第三者に迷惑かけるもの、未確定のものなど公開出来ないものがあるが、出来るものはについてはすべて公開する。

ト.について〔連協（案）第七条、三者（案）第六条〕

〔連協〕a. 「四者協定書」（昭和59年10月25日付）：四者

b. 「確認書」（平成2年10月30日付）：四者

のほか

c. 「協定書」（平成3年6月6日付）：連協対市

d. 「顛末書」（平成2年11月22日付）：連協対公団

e. 「覚書」（平成2年12月20日付）：連協対公団

f. 阪公大二第642号（平成3年12月3日付）：連協対公団

も遵守すべき事項である。

〔三者〕aとbのみが四者で締結したもので本文に明記した。c、d、e、およびfは連協と市、または連協と公団が結んだもので「経過」に含むものとする。

チ.について〔連協（案）第8条、三者（案）第7条〕

〔連協〕なぜ連協（案）「誠意をもって協議し、」以下を修正するのか。

〔三者〕他意はない。協定書、覚書の類では三者（案）のように「別途協議の上定めるものとする。」とするのが一般的であるが、「誠意をもって協議し、」以下を連協（案）のとおりとする。

以 上

平成 4年10月 日

阪神高速道路公団大阪第二建設部

建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所

川 西 市

阪神高速道路対策川西連絡協議会

環境川西街づくり協議会(仮称)事業計画(予定)

活動內容

1・環境の保全を図る活動

1. 環境保全委員会の開催
 2. 環境講演会、シンポジウムの開催
 3. 駆音調査（独自調査）
 4. 大気質調査（カブセル、独自調査）
 5. 水質調査
 6. 河川関連教育講演会
 7. 河川敷清掃（ゴミ回収）
 8. 河川敷草刈り（地方建設局、クリーンアップとタイアップ）

II・街づくり推進を図る活動

1. 川西嵐山計画の推進
 2. 河川敷の花園作り(コスモス他)
 3. その他

III・地域の活性化を図る活動

1. 花火大会行事に参画
 2. せせらぎ大会(魚のつかみ取り)
 3. 魚釣り大会
 4. ドラゴン遊具競技大会
 5. 桜、コスモス祭り
 6. 餅つき大会
 7. その他

IV・青少年の健全育成を図る活動

- ## 1. トライアルウイーク（中学生）

V・地域の安全を図る活動

- ## 1. 河川敷、ドラゴンランド内の防犯活動（立て札、文書、見回り）

VI・地域の災害救助活動

1. 水害
 2. 火災(一時生活場所)
 3. 地震
 4. その他

YII・その他

猪名川に水上公園 “川西の嵐山計画” ボートも浮かぶか?

3月末連携会長の菅野敬さん(シャンテ川西裏のハチミツ屋さん)から次のような話を聞きました。それは川西・池田両市の地域住民の代表が建設省と猪名川再生計画(川西の嵐山計画)案によって話合いを進めた結果、基本方針が受け入れられて、現在細部を詰める段階に入っていることです。

計画の内容は猪名川の網延横付近から最明寺川が注いでいる下加茂の辺りまでをいくつかの堰で水量を調節して水上公園にする。そこでは京都嵐山のようにボートや

開通後の諸工事進む
せせらぎ水路や桜並木も
完成は9月末の予定

開通後の諸工事について前号で
小花地区の4項目を紹介しました。
その後明らかになった追加工事の
内容を含めてそれぞれの完成時期
と場所(右図)をお知らせします。

1. 小花集会所（自治会館）
平成11年7月完成予定。

2. 遊具 「白龍・青龍」
平成11年9月末完成予定。

3. 河川敷（広場）の芝生
小戸地区の工事用トラックが
通るので、芝生張りは遅れます。
サイクリングロード
(自転車歩行者専用道路)
平成11年9月末完成予定。

4. 龍の歩道橋
平成10年度完成予定。

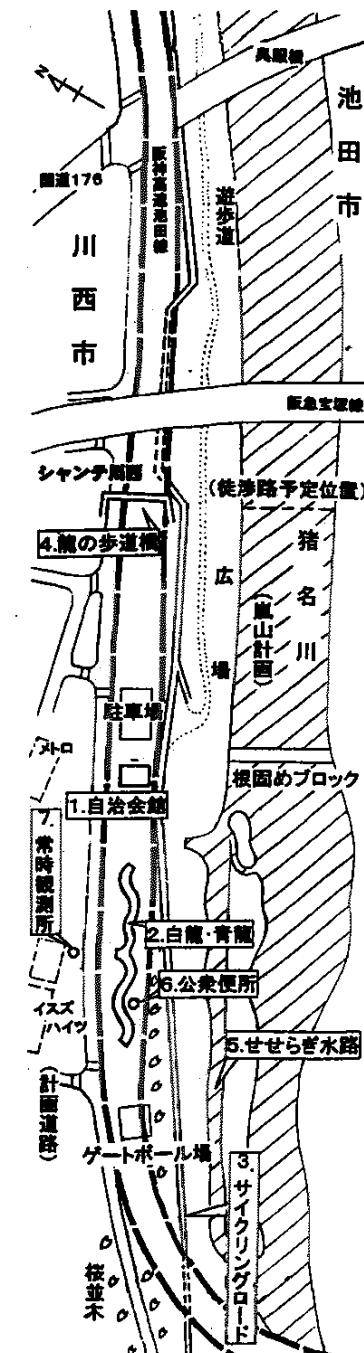
追加工事として：

5. せせらぎ水路
平成11年3月末完成。
猪名川の水を誘導した幅5~6
m、延長270m、水深25cmなどの水
路で、その中には小魚もいて、
水遊びができます。現在は川側

7. 小花常時観測所
平成11年3月末完成。
窒素酸化物、浮遊粒子状物質
などの大気質と騒音、風向き、
風速が常時計測されます。

このほか、平成11年9月末
までにゲートボール場、さくら
並木（3ヵ所）、自治会館の駐
車場、総合掲示板（2ヵ所）が
完成することになっています。

また、隣接する小戸地区でも同
様に公衆便所、児童公園（遊具）、
桜並木、ゲートボール場などの工
事が行われています。以上が猪名
川水辺空間・高架下整備事業で
す。（注：これらの施設を利用で
きるのは、完成期日より少し遅れ
ます）



河川敷・ドラゴンランドの一体管理と将来構想について（案）

1. 地域：小戸地域～下加茂地域

2. 基本的構想

- 1) 河川敷、川西麓の道、ドラゴンランドを含めて川西市南部に於ける中心的な「市民憩いの広場」に育て、ランドにふさわしい場とする。
- 2) 行政（川西市、川西警察、公団、地建）と諸団体地元住民が一体で取り組む。
- 3) 地域の活性化を図れるものとする。
- 4) 安全、防犯に真剣に取り組む。

3. 構想の発表

・環境会館オープニングセレモニーで行なう。

4. 管理監督対象

	A			B			C	
	安全	防犯	駐車	ごみ	糞草刈り	街づくり	活性化	
川西市 高架下	○	○	○	○	△	×	×	○
	○	○	○	○	○	×	○	○
	○	○	○	○	△	×	×	○
	○	○	○	○	△	×	×	○
	○	○	○	△	△	×	○	○
	×	×	×	○	○	○	○	○
地建 将来	○	×	×	○	○	○	○	○
	○	○	×	○	○	○	○	○
	○	○	×	○	○	○	○	△
	○	△	×	○	○	○	○	○

5. 具体的な方策

A・安全防犯駐車違反

- 1) 関係者会議（川西市、川西警察、地建、連協、ゲートボール団体、防犯、補導委員会美化推進協、自治会）
- 2) 印刷物の配布（地元中心）：（協力依頼、啓発、注意、意識付け....）
- 3) 立て札、看板類
- 4) 監視、巡回活動
- 5) 呼びかけ運動

B・ごみ、糞草

- 1) 立て札、看板 行政、地元自治会、各種団体、川西中学（トライアルウイーク）
- 2) 小パンフ "
- ・草刈り 行政、地元各自治会、各種団体

C・街づくり

- 1) せせらぎ修理 行政／連協 各種団体
- 2) 桜並木育成 行政／連協 各種団体 老人会
- 3) 河川敷美化 行政／連協 各種団体 老人会
- 4) 川西嵐山計画 行政／連協 各種団体 老人会
- 5) 南部大きな河川敷 行政／連協 各種団体 老人会
- ・活性化 各種イベントの開催 各種団体と共に

- 1) ドラゴン遊具競技大会
- 2) ゲートボール大会
- 3) 環境講演会（地建、環境全般）
- 4) 桜祭り、桜の里親募り
- 5) せせらぎのつかみ取り大会
- 6) 川西嵐山計画（魚釣り大会等用途多い）
- 7) 南部河川敷（自然観察園、トンボ池、ワンド、メダカ....）
- 8) 花火大会と共に

平成 11年 9月 28日

阪神高速道路対策川西連絡協議会

事務局

国会陳上（猪名川の嵐山計画）

日 時 平成12年10月18日(木) AM6:00~PM7:30

参加者 管野・三原・森脇・佐藤(以上連携)・加茂忍県議会議員(東京にて合流)

- 10:30 自民党本部着
ロビーで時間調整、磯口(阪上善秀衆議院議員政策担当秘書)の出迎えを受ける。
笹山神戸市長と井川弘光支部長も来館されており亀井静香(自民党政務調査会会長)
に会う予定
- 11:15 阪上善秀(衆議院議員)・磯口氏と共に亀井静香議員のおられる上階へ
先客神戸市長等の時間待ちの間に、下記を見学写真撮影
◆自民党会議室(幹部政策協議用)・歴代自民党総裁の写真
◆自民党総裁室
◆野中自民党幹事長室
- 12:10 亀井静香(自民党政務調査会会長)議員に要望書を提出し、趣旨を説明 12:25迄
同席者…亀井議員・同議員秘書・阪上善秀議員・磯口秘書
◆亀井議員との会談の概要(5分と言って居たが15分の会談)
◆私は建設大臣の時から環境・自然は大切であると言ってきた。
◆ロックだけの護岸はだめと、オダ(河川局長)にもよく言っていた。
◆自然を取り戻す事は大変である(自然が壊れる前に、保全しなければならないと
いう意味)
◆私が建設大臣の時、自分の知らない間にダム工事が決まり、私の家もやられると
ころだったが、職権で止めた事がある。
◆このような約束があるならば、やらせなければならない。
◆秘書に河川局の事務次官・アオヤマ技官・タキシマ室長等と連絡をとろうとする
が、昼休み中か連絡取れず。必ず今日の趣旨は伝えること。
◆国會議員にも二世が多く、生きて行く大切さ等、一般国民の生活を知らない者が
多い。又現在の国債等を子や孫に押し付ける政策は……?子や孫も使うのだから。
◆同時に同席した武庫川を愛する会(5名)が武庫川の件の陳上
- 12:30 議員食堂への途中国会議事堂正面にて記念撮影
議員食堂にて昼食
- 13:20 阪上善秀議員事務所で時間調整と打ち合わせ。
- 14:00 建設省河川局(平口河川局次長)に要望書を提出し、趣旨を説明
同席者…阪上善秀議員・磯口秘書・河川局開発課長補佐沢野・都市河川室長柏木
会談の概要
◆本日の件は一応地元に伝えます。
◆地元も私と一身同体ですので私より指示出来ない、地元も優先順位等で苦労して
いると思われる。
◆村尾文書を読んで、約束されているのですから、地元とよく話し合って下さい。
◆阪上議員より平口次長に
予算のことは、先程亀井先生にも頼んであるので、こちらで付けるから宜しく
◆同時に同席した武庫川を愛する会(5名)が武庫川の件の陳上
- 14:55 河川局を退室後、阪上議員が我々に向かって
◆“役人は、ああゆう答弁しか出来ないが、亀井先生の話が主体だからそう思って
おいて欲しい”と説明される。
◆結果が出るのは一ヶ月ほどかかる。
- ⑨ 環境庁長官宛の『要望書』(亀井先生・河川局共おなじ)を時間がないため、磯口秘
書に手渡しを依頼する。
- 15:31 東京発ひかりで帰途につく。
車中、加茂議員と共に、談話に花を咲かせながら無事帰宅。